

登録コード	J6120300	開講年度	2026		県内大学開放授業			市民開放授業	
授業科目	環境と憲法訴訟					担当教員	成澤 孝人		
英文授業名	Constitutional Procedure for Environmental Law					副担当			
単位数	2	講義期間	前期	曜日・時限	月曜・2時限		対象学年	(20・23カリ対象科目)法：3年	
講義室	経法第3講義室			授業区分	講義	遠隔授業科目			
信大コンピテンシー	該当								
(1)授業の達成目標	授業で得られる「学位授与の方針」						【授業の達成目標】		
	経法23加(2026改)・総合法律, 経法23加・総合法律, 経法20加・総合法律								
	法学の専門領域の基礎能力として、リーガルマインドを備え、現代社会の諸問題を法的に解決していく上で必要な法学体系の基礎専門知識を身につける。						リーガルマインドを備え、現代社会の諸問題を法的に解決していく上で必要な憲法訴訟に関する基礎的な法概念や理論、判例について説明することができるようになる。		
	経法23加(2026改)・総合法律, 経法23加・総合法律								
	環境問題や、企業や行政の組織内において、日々生起する諸問題について、理工学分野や経済学分野の思考方法にも一定の理解を持ち、総合的に解決していくことのできる能力を身につける。						環境問題や企業及び行政の組織内で生じる問題について、憲法に関する知見を基礎に、理工学や経済学分野の思考方法をも踏まえた総合的な解決方法を提示し、その内容を説明することができるようになる。		
(2)授業で学べる「テーマ」	環境共生、多文化協働								
(3)全学横断特別教育プログラム	環境マインド実践人材養成コース								
(4)授業の概要	本講義では、日本国憲法における憲法訴訟について概説し、その実践例としての環境権訴訟を素材にして、憲法上の権利が裁判で実現されるということの意味を探究する。 まず、憲法訴訟について、各国の歴史を概観し、おおよその制度内容を理解する。次に、日本の現行制度が採用している付随的審査制の理論的な諸問題を検討していく。最後に、環境権訴訟を素材に憲法訴訟の意義を社会的な視点から考える。								
(5)授業計画	1 憲法訴訟とは何か 2 憲法訴訟の二つの制度 付随審査と抽象的審査 3 司法権と憲法訴訟 4 司法消極主義と二重の基準論 5 包括的基本権と環境権 6 憲法訴訟の訴訟形態 7 違憲判決の効力と判例の拘束力 8 憲法判断の方法…審査基準論 9 規制の態様～直接規制、間接規制、付随規制 10 法令違憲、適用違憲、合憲限定解釈 11 第三者の憲法上の権利の主張適格と文面上違憲無効の法理 12 厳格審査の事例の検討 13 中間審査の事例の検討 14 平和主義、政教分離と憲法訴訟 15 日本における環境権訴訟の展開、授業アンケート 期末試験								
(6)成績評価の方法	期末試験で判断する。								
(7)成績評価の基準	問われている憲法上の問題を適切に理解し、学説および判例を駆使して十分に説得的な結論を導き出していれば「かなり上にある」、そのうえで結論が教員を感心させるレベルにあれば「卓越している」、論点を適切に理解し結論も説得的だが、論理展開や叙述方法に不十分な箇所がみられる場合には「やや上にある」、論点は理解しているが、叙述方法、論理展開ともに平均的であれば「水準にある」と評価される。								
(8)事前事後学習の内容	受講者は、講義で扱われる判例について、あらかじめ熟読し、理解していることが求められる。読むべき判例は、講義において指示する。								
(9)履修上の注意	「憲法」および「統治機構論」を履修していることが望ましい。								
(10)質問、相談への対応	講義に関して質問がある場合には、まずメールで連絡をすること。メールで相談の上、必要に応じた対応を行う。わからないことや疑問があれば、積極的に質問してほしい。								
【教科書】	特に指定しない。								
【参考書】	穴戸常寿 『憲法解釈論の応用と展開 [第2版]』(日本評論社, 2014) 戸松秀典 『憲法訴訟 第二版』(有斐閣、2008) 長谷部恭男, 石川健治, 穴戸常寿編 『憲法判例百選 第8版』(有斐閣, 2025)、『憲法判例百選 第8版』(有斐閣, 2025)								